

九州大学工学部技術部製作加工受託規程

平成 29 年度九大規程第 82 号
制 定：平成 30 年 3 月 30 日
最終改正：令和 5 年 3 月 28 日
(令和 4 年度九大規程第 74 号)

(趣旨)

第 1 条 九州大学学則(平成 16 年度九大規則第 1 号)第 17 条の 2 第 2 項に基づき九州大学工学部に置く工学部技術部(以下「技術部」という。)が受託する研究用実験装置及び実験器具の製作、改良等の製作加工(以下「製作加工」という。)について、必要な手続及び費用の額等は、この規程の定めるところによる。

(受託)

第 2 条 製作加工は、研究上有意義であり、かつ、本来の教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

(手続)

第 3 条 製作加工を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の依頼書を工学部長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 工学部長は、製作加工の受託を決定したときは、依頼者に所定の受託書を交付する。
- 3 工学部長は、製作加工の受託業務を完了したときは、依頼者に所定の業務報告書を交付する。

(徴収方法)

第 4 条 依頼者は、前条第 3 項に規定する所定の業務報告書の交付を受けたときは、製作加工の受託に係る費用(以下「製作加工受託料」という。)を所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座へ振込により支払わなければならない。

(製作加工受託料)

第 5 条 製作加工受託料の額は、別表のとおりとする。

第 6 条 製作加工に伴う材料、消耗品等の費用は、依頼者の負担とする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、製作加工受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第 53 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年度九大規程第 114 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年度九大規程第 75 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

使用機器等	製作受託加工料(円/時間)		
	工学系教職員(※1)	左記以外の 本学教職員	学外の者
旋盤	1,800円	3,900円	4,700円
マシニングセンタ	2,300円	4,400円	5,100円
大型マシニングセンタ (3軸NCフライス)	3,100円	5,500円	5,800円
複合NC旋盤	4,100円	6,600円	6,900円
鋸盤	1,200円	3,200円	4,000円
フライス盤	1,900円	4,000円	4,800円
油ワイヤ放電加工機	2,100円	4,500円	4,800円
水ワイヤ放電加工機	2,600円	4,700円	5,400円
ボール盤	1,100円	3,200円	3,900円
溶接機	1,100円	3,100円	3,900円
ガラス加工バーナー	960円	2,600円	4,000円
研削盤	1,600円	3,700円	4,500円
3Dプリンタ(※2)	1,300円	3,400円	4,100円
小型CNCフライス盤(※2)	1,100円	3,200円	4,000円
卓上旋盤(※2)	1,100円	3,200円	3,900円
上記機器を使用しない製 作加工	630円	2,800円	3,500円

(※1) 人間環境学研究院(工学部建築学科の教育研究に携わる者に限る。)、工学研究院、システム情報科学研究院、超伝導システム科学研究センター及び超顕微解析研究セン

ターに所属する教職員をいう。

(※2) 工学部技術部所有の機器を使用する場合に限る。

